

新賃金における配分交渉を申し入れる!

2025新賃金交渉において出された会社回答は「令和6年4月1日現在の35歳ポイントの基本給を8,000円引き上げる」というものでした。

国労は会社回答を受けて、金額については不満を表明しているところであるが「コロナ禍以降の急激な物価高騰のなかでのベースアップ実施」を決断した会社の姿勢については一定の評価をしており、今回35歳ポイントの基準内賃金において標準乗数4相当とは別に引き上げることとなる「8,000円」の配分について下記の要求を申し入れました。

国労東海申第6号

2025年3月14日

申 入 書

2025年4月1日以降の新賃金における配分について

記

- 1.2025年4月1日現在の35歳ポイントの基準内賃金において、標準乗数4相当の定期昇給額とは別に引き上げることとなる8,000円について、4,000円を一定額として全等級基本給に一律加算するとともに、残りの4,000円をS2等級を基準として各等級に配分すること。
- 2.専任社員についても社員同等に基本給へ加算すること。
- 3.シニア契約社員の基本給を社員同等に加算すること。
- 4.契約社員の基本給を社員同等に加算すること。
- 5.臨時社員の基本賃金を社員と同等に引き上げること。

以上

(詳細は国労東海HPより交渉情報を参照願います)

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長